

アドニスケアセンター
指定通所介護及び指定通所介護型サービス
運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社アドニス（以下「事業者」という。）が開設する指定通所介護事業所及び指定通所型サービス事業所「アドニスケアセンター」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態又は要介護状態若しくは事業対象者である高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練及び必要な日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス並びに居宅サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 通所型サービスの提供にあたって、要支援状態又は事業対象者の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 アドニスケアセンター
- (2) 所 在 地 茨城県つくば市上郷 8105-71
- (3) 事業単位 1単位
- (4) 定 員 20名

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たるものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 2名以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- (5) 事務職員 (介護職員が兼務)
事務職員は、必要な事務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能の減退を防止する為の訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～金曜日(12月31日～1月3日は除く)
- (2) 営業時間 8:30～17:30
- (3) サービス提供時間 9:00～16:00

(サービス提供の留意事項)

第6条

事業の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 事業の提供にあたっては、次条第1項に規定する通所介護計画及び通所型サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (2) 事業所の従業者は、事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者

等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所介護計画及び通所型サービス計画の作成)

第7条

管理者は、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画及び通所型サービス計画（以下「通所介護計画」という。）を作成するものとする。

- 2 管理者は、上記の通所介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、利用者の同意を得た上で交付するものとする。
- 3 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 事業所の従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録する。

(事業の内容及び利用料等)

第8条

事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は市区町村が定める基準によるものとする。当該通所介護等が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担に応じた額とする。

- (1) 日常生活動作
 - (2) 入浴
 - (3) 食事
 - (4) 送迎
 - (5) 運動器機能訓練
 - (6) 口腔機能訓練
 - (7) 生活機能向上グループ活動
 - (8) 生活相談
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- (1) 食費 実費
 - (2) おむつ代 実費
 - (3) 理美容代 実費
 - (4) その他日常生活上の便宜に係わる費用 実費
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条

通常の事業の実施地域は、つくば市・土浦市・牛久市・阿見町・下妻市・筑西市・常総市・石岡市・つくばみらい市・かすみがうら市とする。

(緊急時における対応方法)

第10条

事業所の従業者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切処置を行うとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条

事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止)

第12条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、虐待防止委員会を設け、虐待防止に関する責任者を選定する。
- 3 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- 4 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- 5 虐待について、職員等による虐待が行われることはないが、行われた場合は関係機関に報告するとともに、指示を仰ぎ、また事業所においても対応策を講じるものとする。
- 6 虐待防止のための指針を整備する。

(秘密保持と個人情報の保護)

第13条

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議（地域ケア会議を含む）において利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は該当家族の代表者の同意をあらかじめ文書により得たうえで、必要な範囲内で行うものとする。

(事故発生時の対応方法)

第14条

事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び下記の市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

つくば市・土浦市・牛久市・阿見町・下妻市・常総市・石岡市・つくばみらい市・筑西市
かすみがうら市

市町村担当課

市町村担当課名	：	つくば市高齢福祉課	電話	029-883-1111
市町村担当課名	：	土浦市役所高齢福祉課	電話	029-826-1111
市町村担当課名	：	牛久市役所高齢福祉課	電話	029-873-2111
市町村担当課名	：	阿見町役場保健福祉部高齢福祉課	電話	029-888-1111
市町村担当課名	：	下妻市高齢福祉課	電話	029-643-2111
市町村担当課名	：	常総市高齢福祉課	電話	029-723-2111
市町村担当課名	：	石岡市高齢福祉課	電話	0299-23-1111
市町村担当課名	：	つくばみらい市介護福祉課	電話	0297-58-2111
市町村担当課名	：	筑西市高齢福祉課	電話	0296-24-2111
市町村担当課名	：	かすみがうら市介護長寿課	電話	0299-59-2111
茨城県保健福祉部長寿福祉推進課			電話	029-301-3343

また、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。なお、損害賠償は、サービス提供における事業者側の過失を原因として事故が発生した場合に実施するものとする。

なお、事業者は下記の損害賠償責任保険に加入しております。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険

(その他運営に関する重要事項)

第15条

事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に努める。
- 3 事業者は、正当な理由なく事業の提供を拒まないものとする。また、当該事業所の通常の実施地域等を勘案し、自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者等に連絡を行い、又は適当な事業者を紹介することとする。

- 4 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
- 5 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して事業を提供する。
- 6 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し5年間保管する。
- 7 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社アドニス代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 1年 6月 1日 から施行する。

令和 1年 10月 1日改定

令和 6年 1月 1日改定

令和 7年 4月 1日改定